

別記 2

令和6年度教育職員免許法認定講習特別支援学校教諭1・2種免許状 (視覚)領域追加課程開設要項

1 目的

道内の公立学校に勤務する教員を対象に、資質の向上を図るために、教育職員免許法による「免許法認定講習」を開設し、免許状の教育領域の追加に必要な単位を修得させることを目的とする。

2 開設内容

(1) 指導大学

北海道教育大学

(2) 講習日程及び会場

別表2のとおり（Zoomを用いた同時双方向型遠隔講習方式により実施）

(3) 開設科目及び単位数

特別支援教育領域に関する科目

- ・ 視覚障害者の心理・生理・病理 2単位
- ・ 視覚障害者の教育課程・指導法 2単位

※本課程における受講科目の選択にあたっては、別紙1－2「北海道教育委員会教育職員免許法認定講習における科目履修等に係るQ&A」を参考にすること。

(4) 受講定員

60人

(5) 受講対象

ア 特別支援学校教諭2種免許状の教育領域の追加を希望する場合

既に所有している特別支援学校教諭2種免許状に、視覚障害者の教育領域の追加を希望する公立学校教員で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員として1年以上の指導経験がある者（若しくは指導経験が見込まれる者）

イ 特別支援学校教諭1種免許状の教育領域の追加を希望する場合

既に所有している特別支援学校教諭1種免許状に、視覚障害者の教育領域の追加を希望する公立学校教員で、特別支援学校において所有教育領域又は視覚障害者の教育領域に係る1年以上の指導経験がある者（若しくは指導経験が見込まれる者）

ウ 上記以外の公立学校教員で、視覚障害者に関する教育の領域を含めた特別支援学校2種免許状を取得しようとする者については、受講定員の範囲内で受講を認める場合がある。

(6) 受講決定の優先順位

受講決定にあたっての優先順位については、次のアからエの順とする。

ア 特別支援学校の教員（任用期限が付されている者を除く。）のうち、特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有しない者

イ 現在、小学校、中学校、義務教育学校において特別支援学級を担任している教員、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーターに指名されている教員（いずれも（任用期限が付されている者を除く。））であり、特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有しない者

ウ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の教員（任用期限が付されている者を除く。）のうち、特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有しない者

エ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員のうち、任用期限が付されている者で、特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有しない者

※申込数が定員を超過する場合には、受講不可となる場合がある。

3 単位の授与

単位は、当該単位の課程として定めた講義を受講後、レポート等による成績審査に合格した者に授与する。

4 受講料

徴収しない。

ただし、インターネットへの接続及び Zoom を用いた同時双方向型の遠隔による講習を受講するため、通信費・機器類の実費が発生する場合は、受講者の負担とする（動画での双方向のインターネット通信に十分な容量または無制限などのインターネット環境を推奨。）。

5 受講者の申込み手続等

道立学校教員にあっては校長を経由し、市町村立学校教員にあっては市町村教育委員会で取りまめのうえ、「令和6年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式1-2）に、「令和6年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（道立学校においては別記様式2-2、市町村教育委員会においては別記様式3-2）を添えて、6月20日（木）までに当職あて電子メールにより提出すること。

※期限を過ぎた申込みは、一切受け付けないので、留意すること。

※申込者から当職へ直接申込みがあっても、受け付けないので、留意すること。

6 受講者の決定及び通知

教職員局教職員課長は、受講の可否を決定し、その結果を関係教育局長、関係道立学校長及び関係市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、通知は7月上旬を予定している。

7 留意事項

- (1) この講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中であること。
- (2) 日程、内容については、事情により変更となる場合があること。
- (3) テキスト代、教材費等の実費は受講者負担とすること。
- (4) 受講決定後、講習資料、事前・事後の連絡等については、直接、受講者個人の電子メールアドレスに対して送信するので、受講者は受信内容を随時確認する必要があること。
- (5) 受講に当たり、次の物を用意すること。
 - パソコン（スマートフォンやタブレットによる受講は原則不可。）
 - Webカメラ（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
 - マイク（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
 - スピーカー（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
- (6) この講習についての照会は、北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係「認定講習担当」（電話 011-204-5718）に行うこと。